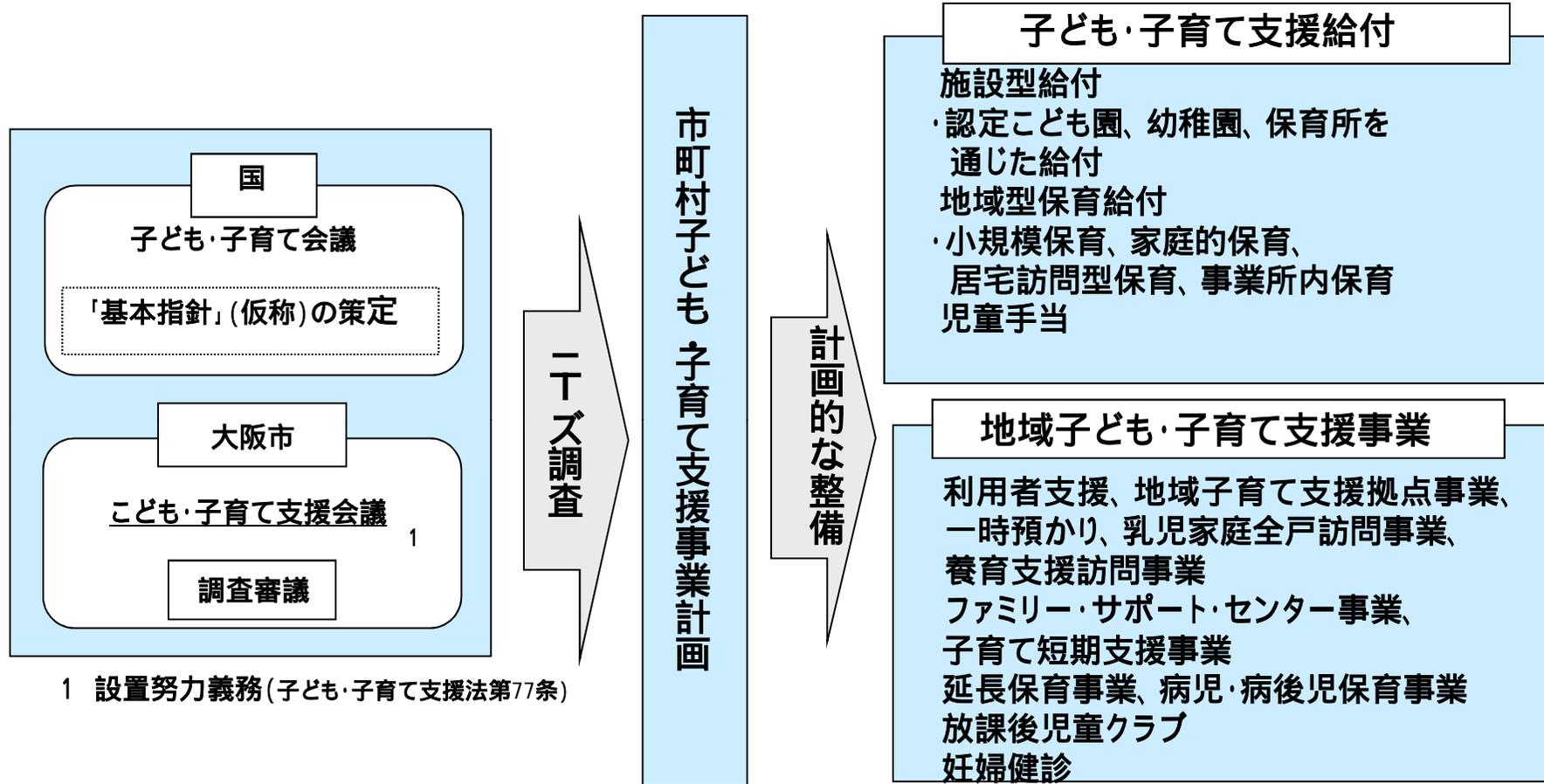


こども・子育て支援会議と市町村子ども・子育て支援事業計画について(イメージ図)

幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進



1 設置努力義務(子ども・子育て支援法第77条)

平成25年度「こども・子育て支援会議」において検討を開始し、平成26年度国の基本指針に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年4月より本格実施

2 平成27年10月に消費税が10%に引き上げられる場合